

令和 6 年

第 4 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和6年第4回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和6年3月22日 金曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時45分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

大塚和歌子

奥 真由美

松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長 村田 詠吾

教育次長 和田 渉

総務課長 高島 知行

教職員給与課長 伊岡森 亨

義務教育課長 稲畑 航平

7 会議に付した事項

報告第3号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第5号 教職員の働き方改革推進計画（案）について

議案第6号 秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案について

議案第7号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第8号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第9号 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第10号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

議案第11号 教職員の懲戒処分について

8 承認又は可決した事項

報告第3号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第5号 教職員の働き方改革推進計画（案）について

議案第6号 秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案について

議案第7号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

- 議案第 8 号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 9 号 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 10 号 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について
- 議案第 11 号 教職員の懲戒処分について

9 報告事項

- ・令和 5 年度 秋田県学習状況調査結果の概要について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和 6 年第 4 回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は 1 番吉村委員と 4 番奥委員にお願いします。

3 番伊勢委員は本日欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、報告第 3 号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告」及び議案第 11 号「教職員の懲戒処分について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、議案第 5 号「教職員の働き方改革推進計画（案）について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 5 号「教職員の働き方改革推進計画（案）について」説明概要

- ・本計画は、令和 6 年度から 3 年間の計画となり、この計画をもとに教職員の働き方改革を推進していくこととなる。
- ・計画案の概要については前回の教育委員協議会で事前に説明しているが、下線部分が前回会議からの変更部分である。
- ・6 ページの「勤務時間の上限に関する規定」について、県立学校と市町村立学校に項目立てをし、記載内容を整理した上、市町村立学校については、「市町村教育委員会は教育職員の在校等時間の上限等に関する規定を整備するとともに、教育職員の業務量を適切に管理していくこととなる」という文言を記載した。

- ・ 9 ページの「職場の雰囲気づくりと業務の適正化」については、「校長は教職員間で業務の在り方について話し合う機会を設ける等、学校が一丸となって業務改善に取り組む雰囲気を醸成することにより、業務の適正化を図る」等の文言を記載し、校長の役割を明確化した。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

計画策定に当たり、教員の働き方改革に実効性がないといけないと思いますが、年度途中の効果検証はどのように行いますか。

【総務課長】

効果の検証については毎年度行います。3月に時間外在校等時間の集計をして分析を行い、7月に検証結果を公表する予定です。また、教育委員会会議でも報告をする予定です。

【吉村委員】

6 ページに、県立学校の時間外在校等時間の目標が定められていますが、市町村立学校については各市町村で定めるのでしょうか。

【総務課長】

2月議会において、時間外在校等時間の上限に関して、市町村教育委員会に規則等で規定してもらうという内容の条例改正を行いました。全市町村において、この上限の規定を規則等に盛り込んでもらうよう県から市町村への働きかけをしてまいります。

なお、すでに規則等がある市町村は、2月1日現在で18あります。残り7市町村教育委員会においても、規則整備の促進を図るよう働きかけていくことになります。

【吉村委員】

7市町村が残っているということでしたが、1か月何時間以内という時間設定はそれぞれの市町村で決めるのでしょうか。

【総務課長】

1か月45時間、1年で360時間以内という共通の考え方で進めていきたいと考えております。

【大塚委員】

9 ページの「職場の業務の適正化」について、学校における校長先生というのは会社というと社長だと思います。社長の雰囲気とその会社のイメージが大きく変わるといいますので、校長先生には、勤務時間の管理だけではなく、先生方が元気に働けるような心のサポートもしっかり理解している方であってほしいと思います。

【総務課長】

校長がリーダーシップをとりながら働き方改革を進めていくというのは、非常に大事であると思っております。そういう意味で、「校長が」という言葉をあえて明記をしているところで。校長先生の役割がますます重要になってくる部分がありますので、そういう視点を持って進めていきたいと考えております。

【安田教育長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第6号「秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・令和8年度に本県で開催する第50回全国高等学校総合文化祭あきた大会に関する業務を行うため、全国高等学校総合文化祭推進室を設置する。
- ・令和5年度から本庁各課室において導入したチーム制について、令和6年度からは範囲を広げ、教育事務所・教育機関などにおいても導入する。
- ・定年延長に伴い、管理職の定年を60歳とする役職定年制が導入されたため、役職定年を迎えた職員が就く職としてシニアエキスパートを置く。
- ・行政文書管理規則の一部改正については、全国高等学校総合文化祭推進室の設置により所要の整備を行う。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

知識や経験を生かして若手を育成していく役割としてシニアエキスパートを置くということは非常によいことだと感じましたが、今回シニアエキスパートに就く方がいなかった理由は何でしょうか。また、シニアエキスパートは誰が任命するのでしょうか。

【総務課長】

シニアエキスパートは教育委員会が任命します。今回、定年延長により役職定年が導入されましたが、今回たまたま該当者がいなかったため、シニアエキスパートの配置はありませんでした。

【奥委員】

シニアエキスパートは、どのくらいの人数を想定されているのでしょうか。

【総務課員】

毎年多くて5名程度を想定しております。

【吉村委員】

シニアエキスパートは、教育委員会だけでなく県庁全体で同じように設置するのでしょうか。

【総務課長】

知事部局と同じような形でシニアエキスパートを導入します。知事部局では該当者が結構おりますので、来年度からシニアエキスパートとして従事する方が多くいると聞いております。

【吉村委員】

シニアエキスパートの配置場所は、主に学校になるのでしょうか。

【総務課長】

教育庁内の各課で配置される場合が多いのではないかと思います。例えば、教育庁内の各課室長が役職定年後にシニアエキスパートになるという想定ですので、各課室で得た経験を生かすことを考えると、同じように各課室に配置することになるのではないかと想定しております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 6 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 6 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 7 号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第 7 号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」
説明概要

- ・「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、在宅勤務等手当に係る具体的な支給要件等を定めるなど、必要な規定の整備を行うもの。
- ・在宅勤務等手当に関する部分については、手当の支給対象となる在宅勤務を行う場所や手当の支給対象となる在宅勤務を行う期間などを定めている。
- ・災害応急作業等手当に関する部分については、手当の支給対象となる業務は災害対策基本法で定める業務で、他の地方公共団体の応援業務として行う業務をした場合の手当の額を350円とすることを定めている。
- ・小・中学校において学校事務センターが解消されたことに伴い、統括事務長補佐の職がなくなることから、別表第 1 の級別職員表から統括事務長補佐を削除する。
- ・北秋田市にある義務教育学校阿仁学園について、現在は、前期課程では 2 級地である旧大阿仁小学校の校舎、後期課程では 1 級地である旧阿仁中学校の校舎を使用していたが、この 4 月から前期課程、後期課程が同じ校舎で活動することとなるため、新たにへき地学校の指定を行う。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

1 月 1 日に起きた能登半島地震に関して、県教育委員会からは何人ほど災害派遣されたのでしょうか。

【教職員給与課長】

県教委からは 3 人の職員を派遣をしました。

【吉村委員】

派遣はどのくらいの期間でしょうか。

【総務課長】

1週間程度です。

【松塚委員】

災害応急作業手当の350円について、自宅から通えないところに行って作業する方々の手当としてはかなり厳しい条件に思えますが、こういった事情でこの金額に設定されているのでしょうか。

【教職員給与課長】

今回は市町村立学校職員が災害対応する際の手当について定めるものですが、県の一般職員については、すでにこの手当が制定されておりまして、県人事委員会にも確認し、この単価が適切であるということで設定しています。

【村田教育次長】

これは、被災地で作業することに対する手当となります。災害派遣は出張扱いになりますので、これとは別に旅費が出ており、日当もその中に入ってきます。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第7号を原案どおり可決します。

次に、議案第8号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第 8 号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・在宅勤務等手当の新設に伴い、在宅勤務等手当が支給される職員の通勤手当に関して、所要の規定の整備を行うもの。
- ・在宅勤務等手当が支給される職員のうち、回数乗車券で通勤手当が支給される職員の通勤手当の額を、1 か月当たりの平均通勤所要回数の運賃相当額を通勤手当の額とする。
- ・議案第 7 号と議案第 8 号については、県人事委員会とも事前協議を行い、改正内容について異議がない旨、回答を得ている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

回数乗車券というのはバスや電車で通勤する場合の話だと思いますが、自家用車の場合はどうなるでしょうか。

【教職員給与課長】

人事委員会にも確認しておりますが、同じような対応になるかと聞いております。今後、在宅勤務が今後どのくらい実施されるかは分かりませんので、運用しながら見直しをしていくことになろうかと思えます。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 8 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 8 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 9 号「秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第9号「秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・小・中学校において拠点校を定めて事務職員を集中配置していた学校事務センターを解消したことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

学校事務センターが解消されて共同実施になったということですが、こういったメリットがあり移行されたのでしょうか。

【義務教育課長】

事務センターは、一部の拠点校において非常勤の事務職員がたくさん集まって事務を集中的に処理するという制度でしたが、学校事務職員の共同実施は、それぞれの学校に基本的には常勤の学校事務職員を配置するという制度であります。ただ、1人だと孤独ですし、ノウハウも育たないので、複数のグループの学校で共同で事務を行うことで、責任の所在を明らかにしながら、さらに職員の成長も担保しながら各学校で事務処理していくというもので、文科省も推奨している制度であります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、議案第10号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第 10 号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」概要説明

- ・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令により、特別支援学校教諭免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法を改める等の必要があるため、規定の整備を行うもの。
- ・特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校の教員免許状を取得に当たって必要となる内容に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと等が明記されたため、その内容を記載するほか、その他の所要の規定の整備を行う。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 10 号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 10 号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和 5 年度 秋田県学習状況調査結果の概要について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告事項「令和 5 年度 秋田県学習状況調査結果の概要について」概要説明

- ・県内の小学校 4～6 年生と、中学校 1、2 年生の児童生徒を対象に、教科と学習の意欲等に関して調査を行ったもの。
- ・教科の学習状況に関する調査の結果は、小学校では事前に設定した通過率をほぼ達成した。中学校では、1 年生は概ね良好であるもの、2 年生では英語が設定通過率を下回る結果となった。
- ・質問紙調査では、ほとんどの質問で肯定的な回答の割合が高い状況を維持している。特に、ICT の活用については、過去 2 年間と比較すると肯定的な回答が着実に増加している。
- ・結果と考察は資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

「ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい」という項目の肯定的な回答が高いのもよいことですが、「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う」という項目も非常に高いのが、秋田らしくてよいと思いました。自分だけで思い込んで問題を解くのではなく、周りの意見を聞きながら話し合うプロセスというのは非常に大事なことだと思います。

【大塚委員】

自己肯定感が高いというのは希望が持てるなと思います。

また、読書について、今はインターネットで調べてパッと見る事が多くなり、紙媒体でじっくり文章を読むことが減っている印象はあります。本を読むのが好きな子どもが増えてほしいなと思います。

【吉村委員】

I C Tの活用がだんだん高くなってきているということで、各学校でしっかりやられているのだろうと感じました。子どもたちも使い方に慣れてきたというのもあるのだと思います。

ただ、読書については、紙だけでなく今は電子で読むなどの方法もありますが、「読書が好きだ」と回答する子どもが例年減ってきてるのはやはり気になります。

【松塚委員】

自分の職場でも、若手のスタッフはインターネットですぐ調べて答えを見つけることはできるのですが、書かれている本を読み出してその中から答えを探すことがあまりできず、最近こういった傾向に拍車がかかっているなと感じます。

I C Tにはメリットもありますが、もしかしたらそういった傾向に繋がってるのではないかなと思いました。

【義務教育課長】

仰るとおり、読書は必ずしも紙に限りませんが、紙での読書とI C Tの活用というのが現場でも頭を悩ませているところですし、今後の教育行政における課題でもあります。

紙にもメリットがあるというのが科学的な結論でありますので、紙とデジタルのバランスのよい使い分けをどう進めるのかが、我々の今後の課題となると考えております。

【奥委員】

今の子どもたちは、デジタル機器を使って情報収集する力が本当に優れていると思う一方で、文章を読解する力が弱いと感じることもありますので、やはりデジタルと読書の両方のバランスを上手く取れるとよいと思います。

また、質問紙調査の設問について、「人の役に立つ人間になりたいと思う」「学校が楽しい」というような聞かれ方をすれば、多くの子どもがマルするのではないかと思います。また、家庭学習についても、学習時間の長さだけを聞いていますが、長ければよいというわけでもないと思います。もう少し、現状を細かく見れるように質問の形を変えて、細かく分析できるとよいのではないかと思います。

【大塚委員】

小さいときから親に歯磨きを教えてもらった子どもは、大きくなっても自分で歯磨きできますが、そういった経験がないと、小・中学生になってからしっかり歯磨きしなさいと急に言われても全然できないケースがたくさんあります。

読書も同じで、小・中学校でいきなり本を読みなさいと言われても、本を読む習慣がなければ全然楽しいとも何とも思わないでしょうし、幼児期の段階から、読み聞かせなどで本の楽しさを気づかせるような働きかけが大事ではないかと思いました。

【安田教育長】

他になれば、そこで「6 その他」として何かございませんか。

報告第3号及び議案第11号は、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会といたします。傍聴の方は退室願います。

※秘密会のまま終了

教 育 長

1 番

4 番